

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画田代第二地区計画を次のように決定する。

名 称		田代第二地区計画
位 置		名古屋市千種区南明町1丁目から3丁目まで、日進通4丁目及び日岡町1丁目から3丁目までの各一部並びに昭和区元宮町3丁目の一部
面 積		約 3.4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は、都市計画道路3・3・134 鏡ヶ池線の整備により土地利用の変化が予測される地区である。 道路整備にあわせて、道路沿道及びその周辺の住宅地との調和のとれた市街地への形成をめざす。
	土地利用の方針	本区域は、主要幹線道路の整備に伴う環境の変化に対応するため、道路沿道の利便性を活かした土地利用を図るとともに、周辺の住宅地との環境と調和した土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	道路沿道利用の利便性と住環境とが調和した市街地が形成されるよう、建築物の用途の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫（建築物に附属するもので、自己用を除く。） 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 カラオケボックスその他これらに類するもの 4 ホテル又は旅館

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、建築物の秩序化を通して沿道利便施設と住宅とを計画的に誘導し、幹線道路沿道にふさわしい市街地の形成を図る。